

◆ 受講料返金について

入会手続き完了後に契約の解約を希望される場合は、受講講座開講前、開講後にかかわらず書面にて解約申請をしてください。弊社規定の「返金の特例」、弊社の債務不履行に基づく契約の解除・解約、定員締切の場合を除き、消費者契約法に基づく弊社の解約規定に従い返金いたします。

《解約規定》

- ① 講座開講前の解約につきましては、入会金の全額と解約手数料として受講料の10%を控除した金額を返金いたします。教材を既にお受け取りになっている場合はご返却ください。なお、使用状況によっては実費を申し受けます。
 - ② 講座開講後の解約につきましては、入会金・教材費・消化受講料の全額と解約手数料として未消化期間にかかる受講料の30%を控除した金額を返金いたします。
- ※ 消化受講料、未消化受講料は、解約申請書受理日を基準に原則として月割にて計算いたします。
 - ※ 講座実施後は実際の受講の有無にかかわらず、解約申請書受理月以前の講座については「受講済」といたします。